



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(人事課) … 2
- 沖縄県税条例の一部を改正する条例(税務課) … 4
- 沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金条例(青少年・児童家庭課) … 6
- 沖縄県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例(障害保健福祉課) … 8
- 沖縄県立精神障害者社会復帰施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例(障害保健福祉課) … 9
- 沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(教育庁保健体育課) 9
- 沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例(警察本部警務課) … 10
- 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例(警察本部運転免許課) … 11

規 則

- 沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則(税務課) … 11
- 沖縄県立精神障害者社会復帰施設の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則(障害保健福祉課) … 11

人事委員会事項

- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 … 12
- 沖縄県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令 … 14

公布された条例のあらまし

- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(条例第34号)
 - 1 次の3条例について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等が施行されることに伴い、規定の整備を行うこととした。
 - (1) 沖縄県立自然公園条例<第1条>
 - (2) 特定非営利活動促進法施行条例<第2条>
 - (3) 沖縄県公益法人等への職員の派遣等に関する条例<第3条>
 - 2 この条例は、平成20年12月1日から施行することとした。(附則第1項)
 - 3 沖縄県公益法人等への職員の派遣等に関する条例の改正に伴い、次に掲げる条例の規定を整理することとした。(附則第2項)
 - (1) 沖縄県警察職員の定員に関する条例第2条第3項第5号
 - (2) 沖縄県職員定数条例第4条第1項第6号
 - (3) 沖縄県学校職員定数条例第3条第1項第6号
 - (4) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第4条第4号
- 沖縄県税条例の一部を改正する条例(条例第35号)
 - 1 法人の県民税の納税義務者について、規定の整備を行うこととした。(第18条関係)
 - 2 法人の県民税の均等割の税率区分について、一般社団法人及び一般財団法人のうち非営利型法人以外のものを追加することとした。(第42条関係)
 - 3 法人の県民税の均等割の免除について、規定の整備を行うこととした。(第42条の2関係)
 - 4 法人の事業税の納税義務者について、規定の整備を行うこととした。(第46条関係)
 - 5 この条例は、平成20年12月1日から施行することとした。(附則第1項)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(沖縄県立自然公園条例の一部改正)

第1条 沖縄県立自然公園条例（昭和48年沖縄県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第35条第1項中「目的として設立された民法（明治29年法律第89号）第34条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

(特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第2条 特定非営利活動促進法施行条例（平成10年沖縄県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「第40条において準用する民法（明治29年法律第89号）第77条第2項」を「第31条の8」に改める。

第12条中「第40条において準用する民法第83条」を「第32条の3」に改める。

(沖縄県公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 沖縄県公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年沖縄県条例第45号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

第1条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等への職員」を「公益的法人等への職員」に改める。

第2条第1項第1号中「民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改め、「県が基本金その他これに準ずるものを出資している団体又は」を削り、「団体で、」を「もので」に改め、同項第2号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項第3号の法人を定める政令」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項第3号の法人を定める政令」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。

(沖縄県警察職員の定員に関する条例等の一部改正)

2 次に掲げる条例の規定中「沖縄県公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

- (1) 沖縄県警察職員の定員に関する条例（昭和47年沖縄県条例第26号）第2条第3項第5号
- (2) 沖縄県職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第51号）第4条第1項第6号
- (3) 沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）第3条第1項第6号
- (4) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和47年沖縄県条例第97号）第4条第4号

沖縄県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年10月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第35号

沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第18条第5項中「第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体」を「第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等」に改める。

第42条第1項の表の第1号中

- | | |
|---|---|
| ウ | 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（ア及びイに掲げる法人を除く。） |
| エ | 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本 |

金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として施行令第6条の23の2で定めるところにより算定した金額）をいう。以下この表において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びウに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもの

「ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）

エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）

オ 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として施行令第6条の23の2で定めるところにより算定した金額）をいう。以下この表において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもの

改める。

第42条の2第1項第1号を次のように改める。

(1) 公益社団法人及び公益財団法人

第42条の2第1項第2号中「第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体」を「第260条の2第7項に規定する認可地縁団体」に改める。

第46条第1項第1号イ中「投資法人及び」を「投資法人、」に改め、「特定目的会社」の次に「並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。

（法人の県民税に関する経過措置）

2 地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）第25条第1項第2号に規定する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第38条の規定による改正前の民法（明治29年法律第89号。以下「旧民法」という。）第34条の法人（収益事業を行わないものに限る。）に対して課する平成20年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。

3 整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第106条第1項（整備法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないもの（整備法第131条第1項の規定により整備法第45条の認可を取り消されたものを除く。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、改正後の第42条の2第1項第1号の規定を適用する。

（事業税に関する経過措置）

4 施行日前に開始した事業年度に係る旧法第72条の5第1項第2号に掲げる旧民法第34条の規定により設立した法人の事業税については、なお従前の例による。

沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金条例をここに公布する。

平成20年10月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第36号

沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金条例

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第1項に規定する児童の保護者が法第39条の保育所に入所を希望しているにもかかわらず入所できない児童（以下「保育所入所待機児童」という。）を適切に保護することを目的として県が実施する事業の経費及び市町村が実施する事業の支援のための経費の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 保育の実施への需要を調査し、当該需要に応じた保育の実施に関する施策を策定するために県が行う事業に関する費用の財源に充てるとき。
- (2) 認可外保育施設（法第59条の2第1項に規定する施設をいう。以下同じ。）が法第35条第4項の認可を受けることを促進させるために市町村が行う事業を支援する費用

の財源に充てるとき。

(3) 学校の教室、公民館その他施設において市町村が行う保育の事業を支援するための費用の財源に充てるとき。

(4) 保育所入所待機児童に係る保育内容及び保育環境を確認するために県が行う調査等に関する費用の財源に充てるとき。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

(平成20年度における基金の処分に関する特例)

3 基金は、第6条各号に掲げる場合のほか、平成20年度に限り、次の各号のいずれかに該当する場合、その一部を処分することができる。

(1) 認可外保育施設において保育所入所待機児童を保育する者の資質の向上のために県が行う当該者に対する研修に関する費用の財源に充てるとき。

(2) 認可外保育施設における保育に必要な保育材料費又は備品購入費について市町村が行う助成事業を支援するための費用の財源に充てるとき。

沖縄県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年10月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第37号

沖縄県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

沖縄県福祉のまちづくり条例（平成9年沖縄県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第33条中「及びこの条例の施行のための規則」を削り、「それぞれ」を「同表の」に改め、同条の表中「浦添市 宜野湾市」を「那覇市 宜野湾市 浦添市」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

沖縄県立精神障害者社会復帰施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成20年10月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第38号

沖縄県立精神障害者社会復帰施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

沖縄県立精神障害者社会復帰施設の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第42号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年10月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第39号

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第28号）

の一部を次のように改正する。

別表第2第4項第1号の表中「840円」を「900円」に、「1,780円」を「1,920円」に改め、同項第2号の表中「50円」を「100円」に、「500円」を「1,000円」に、「100円」を「200円」に、「1,000円」を「2,000円」に改め、別表第2第5項第2号の表中「4時間」を「2時間」に改め、別表第2第6項第2号の表中「50円」を「70円」に、「75円」を「110円」に、「100円」を「150円」に、「150円」を「220円」に改め、別表第2第8項第2号の表中「150円」を「220円」に、「1,500円」を「2,200円」に、「7,500円」を「11,000円」に、「300円」を「440円」に、「3,000円」を「4,400円」に、「15,000円」を「22,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年10月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第40号

沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県警察の組織に関する条例（昭和47年沖縄県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第21号を第22号とし、第20号を第21号とし、第19号を第20号とし、第18号の次に次の1号を加える。

- (19) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関すること。

附 則

この条例は、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）の施行の日から施行する。

沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年10月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第41号

沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県警察関係手数料条例（昭和47年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第9第1項の表免許証交付手数料の項中「1,650円」を「2,100円」に改め、同表免許証再交付手数料の項中「3,200円」を「3,650円」に改め、同表免許証更新手数料の項中「2,100円」を「2,550円」に改める。

附 則

この条例は、平成21年1月4日から施行する。

規 則

沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第56号

沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県税条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「公益法人、地縁による団体」を「公益社団法人若しくは公益財団法人、認可地縁団体」に改める。

第26条第1号中「財団法人日本ゴルフ協会」の次に「（昭和62年10月1日に財団法人日本ゴルフ協会という名称で設立された法人をいう。次号において同じ。）」を加える。

第49条第2号中「財団法人沖縄県総合保健協会」の次に「（平成2年9月7日に財団法人沖縄県総合保健協会という名称で設立された法人をいう。）」を加え、同条第3号中「財団法人沖縄県精神保健福祉協会」の次に「（昭和34年2月19日に財団法人琉球精神障害者援護協会という名称で設立された法人をいう。）」を加え、同条第4号中「財団法人沖縄県ゆうな協会」の次に「（昭和33年11月17日に財団法人沖縄らい予防協会という名称で設立された法人をいう。）」を加える。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

沖縄県立精神障害者社会復帰施設の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成20年10月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第57号

沖縄県立精神障害者社会復帰施設の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則

沖縄県立精神障害者社会復帰施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年沖縄県規則第72号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 事 項

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成20年10月24日

沖縄県人事委員会

委員長 仲 吉 朝 信

沖縄県人事委員会規則第20号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

（沖縄県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部改正）

第1条 沖縄県人事委員会事務局の組織に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第13号中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第2条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第16条第5号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

第42条第1項中「沖縄県公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改め、同条第2項中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第42条の2中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

別表第8中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改め、同表備考中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

（管理職手当に関する規則の一部改正）

第3条 管理職手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「沖縄県公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

（通勤手当に関する規則の一部改正）

第4条 通勤手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第17条中「沖縄県公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

第18条第1号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

（期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正）

第5条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「沖縄県公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

第3条第3号オ中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への

一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第6条 給料等の支給に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「沖縄県公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同条第2項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

(休職者の給与に関する規則の一部改正)

第7条 休職者の給与に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「沖縄県公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

(職員団体の登録等に関する規則の一部改正)

第8条 職員団体の登録等に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第27号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第9条第1項中「法第54条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和53年法律第80号)第3条第1項」に改める。

第9号様式中「地方公務員法第54条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条第1項」に改める。

第10号様式中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第54条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条第1項」に改める。

(住居手当に関する規則の一部改正)

第9条 住居手当に関する規則(昭和49年沖縄県人事委員会規則第41号)の一部を次のように改正する。

第5条の2中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「沖縄県公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第10条 単身赴任手当に関する規則(平成2年沖縄県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「沖縄県公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同条第2項中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改め、同条第3項第1号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同項第7号中「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改める。

(沖縄県公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正)

第11条 沖縄県公益法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年沖縄県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則

第1条中「沖縄県公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

第6条第1項中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

(通勤手当に関する規則及び給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第12条 通勤手当に関する規則及び給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則(平成16年沖縄県人事委員会規則第29号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「沖縄県公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第13条 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（平成18年沖縄県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

附則第3項第4号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

(沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部改正)

第14条 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則（平成18年沖縄県人事委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号及び第11号中「沖縄県公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第15条 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（平成20年沖縄県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

附則第8項の見出し中「公益法人等」を「公益的法人等」に改め、同項中「沖縄県公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

沖縄県人事委員会訓令第2号

人事委員会事務局

沖縄県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年10月24日

沖縄県人事委員会

委員長 仲 吉 朝 信

沖縄県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

沖縄県人事委員会事務局処務規程（平成14年沖縄県人事委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2総務課の項第10号中「沖縄県公益法人等への職員の派遣等に関する規則」を「沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
	販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F
	購読料 1部1箇月 1,800円